

令和4年第2回 邑南町議会定例会（第1日目）会議録

1. 招集年月日 令和4年3月7日（令和4年2月22日告示）
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 令和4年3月7日（月） 午前9時30分
散会 午前11時28分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀	3番	野田 佳文	4番	日高八重美
5番	瀧田 均	6番	平野 一成	7番	和田 文雄	8番	宮田 博
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀	3番	野田 佳文	4番	日高八重美
5番	瀧田 均	6番	平野 一成	7番	和田 文雄	8番	宮田 博
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋 良治	副町長	日高 輝和	総務課長	三上 直樹
情報みらい創造課長	柳川 修司	地域みらい課長	田村 哲	財務課長	白須 寿
町民課長	小畑 芳秋	福祉課長	小笠原誠治	農林振興課長	大賀 定
商工観光課長	寺本 英仁	建設課長	上田 修	水道課長	三上 和彦
医療政策課	口羽 正彦	保健課長	土崎しのぶ		
羽須美支所長	上田 康典	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教育長	土居 達也	学校教育課長	高瀬 満晃	生涯学習課長	三上 徹
監査委員	森脇 義博				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 小形 めぐみ

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和4年第2回邑南町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年3月7日（月）午前9時30分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長施政方針

日程第4 教育方針

日程第5 行政報告

日程第6 報告事項

報告第1号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解(車輛の損害))

報告第2号 例月現金出納検査結果報告について

報告第3号 令和3年度定期監査報告について

日程第7 議案の上程・説明・質疑・討論・採決

議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第8 議案の上程・説明

議案第7号 指定管理者の指定について
(ほたるの館の指定管理者の指定)

議案第8号 指定管理者の指定について
(西ノ原集会所の指定管理者の指定)

- 議案第9号 指定管理者の指定について
(阿須那集会所の指定管理者の指定)
- 議案第10号 指定管理者の指定について
(三日市集会所の指定管理者の指定)
- 議案第11号 指定管理者の指定について
(下亀谷集会所の指定管理者の指定)
- 議案第12号 邑南町ふるさと、水と土保全対策基金条例の廃止について
- 議案第13号 邑南町課設置条例の一部改正について
- 議案第14号 邑南町個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第15号 邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 邑南町消防団条例の一部改正について
- 議案第18号 邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第19号 邑南町町営バス条例の一部改正について
- 議案第20号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第21号 邑南町高額療養費貸付基金条例の一部改正について
- 議案第22号 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について
- 議案第23号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定
子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の
一部改正について
- 議案第24号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について

- 議案第25号 邑南町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第26号 邑南町保健センター条例の一部改正について
- 議案第27号 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について
- 議案第28号 邑南町スクールバス条例の一部改正について
- 議案第29号 邑南町奨学基金条例の一部改正について
- 議案第30号 財産の取得について
- 議案第31号 邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について
(吉原丸子辺地の計画期間終了に伴う計画策定)
- 議案第32号 邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について
(福原辺地の新規整備事業の実施に伴う計画策定)
- 議案第33号 邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について
(川角平佐辺地の要件見直しに伴う計画策定)
- 議案第34号 邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について
(両半中雪田辺地の要件見直しに伴う計画策定)
- 議案第35号 邑南町と広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 議案第36号 令和3年度邑南町一般会計補正予算第13号について
- 議案第37号 令和3年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について
- 議案第38号 令和3年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予

算第3号について

議案第39号 令和3年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号
について

議案第40号 令和3年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について

議案第41号 令和3年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号について

議案第42号 令和3年度邑南町水道事業会計補正予算第5号について

議案第43号 令和4年度邑南町一般会計予算について

議案第44号 令和4年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第45号 令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算に
ついて

議案第46号 令和4年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第47号 令和4年度邑南町下水道事業特別会計予算について

議案第48号 令和4年度邑南町電気通信事業特別会計予算について

議案第49号 令和4年度邑南町水道事業会計予算について

日程第9 陳情文書表

陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択
を求める陳情

令和4年第2回 邑南町議会定例会（第1日目） 会議録

【令和4年3月7日（月）】

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開会宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。ただ今から、令和4年第2回邑南町議会定例会を開会いたします。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配布したとおりでございますのでご覧いただきたいと思います。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 会議録署名議員の指名 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。9番漆谷議員、10番大屋議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 会期の決定 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日3月7日から3月18日の12日間といたしたいと思います。これに、ご異議はありませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日3月7日から3月18日の12日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第3 町長施政方針 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第3、町長施政方針。これより町長に施政方針を行っていただきます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 令和4年度施政方針を申し述べる前に、今なおロシア軍による侵攻が続き、幼い子どもを含め多数の民間人が犠牲になっているウクライナの悲惨な状況を看過できず、「非核平和の町づくり」を推し進めている邑南町長として、ロシア政府に対し強く抗議致します。この度の侵攻は、単なる紛争ではなく、いかなる理由であれ明らかに侵略戦争であり、戦争は生命と財産を奪う最大の人権侵害であります。また、核を脅しに使うプーチン大統領の姿勢に愕然とし、このような態度は許されるものではありません。毎日のように報道されている、ウクライナの惨状に心が締め付けられる想いは、今やウクライナ市民に対する連帯の輪となって、世界中に拡大しています。口をつむぐことは許されません。自由と民主主義を破壊するロシア政府の暴挙に対し、強く非難すべきであります。日本政府と共に国際社会に訴えてまいりましょう。それでは、令和4年第2回邑南町議会定例会の開会にあたり、提案いたします令和3年度補正予算案及び令和4年度当初予算案、条例案、その他の諸議案の説明に先立ちまして、当面の町政運営に望む私の基本的な考え方と、主要な施策について申し上げ、町民の皆様をはじめ、議員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。本町の令和4年度当初予算は、メインテーマ「持続可能な社会づくりSDGsの追求」の下、「誰ひとり取り残さない人とつながり支え合う町づくり」と「ゼロカーボン・シティ宣言の町にふさわしい脱炭素社会の実現」の二つのサブテーマを設定し編成しました。二酸化炭素排出削減を制約にとらえるのではなく、経済成長の足掛かりとし、四つの重点項目、①住民や他団体との協働による地域の課題解決。②活力と魅力あふれる産業づくり。③子どもの健やかな成長と学びの機会の保障。④誰もが生涯元気なまちづくり、に基づいた町づくりを進めてまいります。また、予算編成の基本方針「新型コロナウイルス感染症対応」と「行財政改善計画の着実な実行」の下、現在進めている行財政改善に加え、新型コロナウイルス感染症対策の推進や、デジタル技術を取り入れた住民サービスの向上を進めてまいります。はじめに、新型コロナウイルス

感染症対策の状況について申し上げます。町民の皆様方には、感染症対策の徹底にご理解とご協力をいただいていることに、心から感謝を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症対策の最前線で対応いただいている医療関係者、福祉関係者の皆様にも、重ねて敬意と感謝申し上げます。感染力の高いオミクロン株の影響により、連日感染者が発生しており、未だ収束の兆しが見通せない状況です。本町においても1月には新規感染者が120名を超えるなど、これまでにない速度で感染が急拡大しており、予断を許さない状況が続いています。今後も島根県と連携して医療提供体制を確保するとともに、邑智郡医師会と連携し、相談、診療及び検査の体制を構築することで、感染拡大防止に全力で取り組みます。また、自宅療養者の対応につきましては、町内医療機関、訪問看護ステーション等の協力により、健康観察や相談対応を確実にを行い、病状の変化にも対応できる体制とともに、生活支援を継続し、安心して療養いただける体制を整えてまいります。ワクチン接種につきましては、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、3回目接種を開始しており、医療従事者、福祉施設の入所者と従事者、65歳以上の高齢者及び64歳以下の方の一般接種を計画的に実施しております。あせて、5歳以上11歳以下の小児に対する接種も郡内共同で実施する予定です。引き続き、1回目、2回目の接種が未完了の方も含め、希望する町民全てが早期に接種できるよう取り組んでまいります。今後とも、町民の皆様方の生命と暮らしを守るため、感染症の拡大防止に努めるとともに、長引くコロナ禍で影響を受けている社会経済活動との両立に全力で取り組んでまいります。次に、予算の概要についてご説明申し上げます。令和4年度の当初予算は、一般会計は138億6,100万円で、前年度当初予算と対比しますと15億4,100万円、率にして12.5%増の大型予算となっております。特別会計を合わせた合計額も175億4,350万円で、前年度対比13.0%の増となっております。この要因は、これまで準備を進めてきました大型事業が、本格的に着工になることによるものです。歳入の方ですが、大型事業については、国や県の補助金、過疎債や合併特例債といった償還に対し70%の財政措置のある有利な起債を財源としております。また、補助金や起債対象にならない部分は、まちづくり推進基金や日本一の子育て村推進基金を繰入れ、予算を編成しております。町税では大規模な太陽光発電事業の開業に伴い、固定資産税が大きく増加しております。令和4年度も財政調整基金の繰入れをせず、予算編成を行うことができましたが、本町の財政状況は引き続き厳しい状況にあります。事務事業や公共施設の管理運営等の見直しなど、将来に向け持続可能な財政基盤を構築すべく、行財政改善計画を着実に実行していかなければなりません。続いて、当初予算に盛り込みました主要

な施策について、令和4年度予算編成方針の重点項目に沿い、順次、ご説明申し上げます。はじめに、重点項目1、住民や他団体との協働による地域の課題解決について申し上げます。まず、邑南町地区別戦略発展事業について申し上げます。令和3年度から各地区で地区別戦略の実践が開始され、ひと・仲間づくり、子育て環境、福祉、地域資源などのテーマで事業が推進されています。コロナ禍の中での活動ではありますが、それぞれ工夫をされ、内容を修正変更しながら取り組んでおられますので、今後の展開に期待しているところです。また、拠点整備等を目的としたコンペティション事業については、令和4年度においても実施する予定で、各地区から提案を受付けます。令和3年度に採択された、日和地区の地域の子育て環境と健康福祉を図る、屋外バスケットコート整備に続く提案があるものと期待しているところです。次に、小さな拠点づくりモデル地区推進事業について申し上げます。羽須美地域で進めている島根県の「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業は、複数の地域が共同して持続的な地域運営の仕組みづくりを目指すもので、5年間の事業の3年目を迎えます。口羽地区では、デマンド交通と路線バスをつなぐ交通機能を併せ持つ「暮らしのターミナル」が、住民議論から構想され、羽須美支所周辺整備に向けて設計等の準備を進めます。また、阿須那地区では、住民による地域運営組織である「あすな地区応援隊」が結成され、困りごとを住民自身で解決していく有償ボランティア制度が本格稼働します。ほかに、出身者を含む関係人口のつながりづくり、空き家や買い物などの支援体制を整え、人口減少や高齢化が進む中でも、持続可能な生活機能確保に挑戦し、モデルとなるようトライ&エラーを積み重ねているところで、こうした成果を町内に共有してまいります。次に、地域での介護予防活動の支援と、ひきこもり支援について申し上げます。地域での介護予防活動の支援については、各地区で取り組む第2層協議体等が、多様な事業を活用できるよう、引き続き社会福祉協議会とともに支援してまいります。中でも、「高齢者つどいの場づくり事業」においては、事業要件を一部見直し、地域にとって、より取り組みやすい事業として拡充を図ってまいります。ひきこもり支援については、対象者の早期発見や早期支援に繋がるよう、支援の体制整備や充実を図ってまいります。より実効的な支援を展開するために、行政分野では保健、福祉だけでなく教育担当課も連携し、また、関係機関・関係団体との連携、協働もふまえ、協議会などのネットワークを構築してまいります。次に、地域公共交通の再編に向けた取り組みについて申し上げます。邑南町地域公共交通網形成計画に基づき、石見地域のやまびこ号、瑞穂地域のふくし号に替わる地域内交通として、令和4年4月1日からタクシー助成事業によ

るデマンド交通を開始することとします。これにより、羽須美地域の「はすみデマンド」、そして、石見地域と瑞穂地域の「タクシー助成事業によるデマンド」と全地域で、デマンド交通の体制が構築されます。そして、より利便性の高い地域公共交通網の構築に向け、令和4年度からは、地域間を繋ぐ路線バスの再編に取り組んでまいりたいと考えております。次に、空家等対策協議会について申し上げます。地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家の対策を、総合的かつ計画的に展開するため、「邑南町空家等対策協議会」を設置し、令和4年度に「空家等対策計画」を策定します。計画の策定にあたっては、全町の空き家調査を行い、実態に即した計画、とりわけ、空き家を予防する視点についても十分に盛り込んだ、地域との連携を重視した内容にしていきたいと考えております。次に、広島広域都市圏への参画について申し上げます。広島広域都市圏は、人口減少・少子高齢社会であっても圏域全体の経済成長や、生活関連機能サービスの向上に取り組み、自律的で持続可能な発展を目的としており、邑南町は、令和4年度から広島広域都市圏へ加入し、47事業について相互連携をしていくこととしています。今後は、相互連携する各事業を通じて、“住み続けたい”“住んでみたい”まちづくりに繋げていくことを、都市との連携の中で目指してまいります。次に、大学との連携協定に基づく取り組みについて申し上げます。令和4年度から、島根県立大学の2回生による地域プロジェクト研究を邑南町地区別戦略発展事業との連携事業として実施する予定です。今後は、毎年度、県立大学の学生が邑南町に足を運び、フィールドワークを通じて地域を学ぶとともに、邑南町民とのかかわりの中で、町と大学、大学生と地域を結ぶ取り組みが始まります。次に、島根大学との連携では、地域コミュニティのあり方についての共同研究として、令和4年度も引き続き井原地区での調査研究を行うとともに、新たに布施地区での調査研究も行ってまいります。人口減少下で、地域への負担は大きくなるばかりですが、10年後、20年後も持続可能な地域コミュニティを形成していくために、令和4年度には地域コミュニティのあり方検討委員会を設置し、これからの地域コミュニティのあり方について協議を進めてまいります。次に、観光推進について申し上げます。令和2年度に策定した「邑南町観光戦略」に基づき、令和4年度も引き続き、関係人口創出の取り組みとして、「新しい観光の学校」の取り組みを継続してまいります。講座の受講生の皆さんが、関係人口創出の新たな担い手として、邑南町と関係人口との架け橋となってくれるものと考えています。加えて、町内関係事業者を中心に「アフターコロナ観光推進検討会議」を開催し、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた観光産業の再興を図る

とともに、株式会社ぐるなびとの連携協定を活用した情報発信の取り組みを強化してまいります。続いて、重点項目2、活力と魅力あふれる産業づくりについて申し上げます。まず、脱炭素社会の推進と新電力会社の設立について申し上げます。2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取り組みの一環として、邑南町と民間事業者の共同出資による新電力会社「おおなんきらりエネルギー株式会社」を設立致しました。この新電力会社は、脱炭素社会への移行のため、再生可能エネルギーの地産地消と、地域経済循環の確立に大きな役割を果たすものと期待しております。また、設立する新電力会社が多くの皆様から親しまれる事を願い、「おおなんきらりエネルギー株式会社」のロゴを広く募集しております。この新電力会社の設立を機に、環境と経済を両立させた脱炭素先行地域づくりを本格化させてまいります。次に、道の駅瑞穂再整備事業について申し上げます。令和4年度におきましては、基本設計を基とした実施設計と融雪設備の設計を行うとともに、関係機関との協議、町民の皆さまへの説明を引き続き行いながら事業を推進してまいります。次に、農業振興について申し上げます。まず、水田園芸作物の産地化については、引き続き、ブドウ神紅の産地化に向け、神紅栽培用リースハウスの整備を1.3ヘクタール程度進めていきます。また、おーなんアグサポ隊は新たに4名を採用し、合計12名で神紅による就農モデルを実践してまいります。また、水田園芸作物への転換を進めるため、新たに白ネギとブロッコリーを対象作物とし、産地交付金を上乗せ支援してまいります。次にスマート農業推進についてですが、中山間地域等直接支払制度は、交付金全体で2億4,049万2,000円としており、その内、生産性向上加算に9集落協定が、引き続き取り組まれます。次に、有害鳥獣対策についてですが、従来の鳥獣対策に加え、令和3年度から緊急鳥獣被害防止対策集落支援事業を実施しております。鳥獣対策が集落ぐるみで効果的な取組となるよう引き続き支援してまいります。次に、農家のセーフティネット構築支援につきましては、収入保険への新規加入者を対象として、加入者が負担する保険料の2分の1相当額を補助してまいります。次に、有機農業の振興につきましては、有機農業産地づくり推進緊急対策事業に取り組み、環境にやさしい農業推進をより一層進めてまいります。次に、農福連携について、邑南町農福連携等推進協議会により、障がいや、障がい者理解を進め、農福連携ビジョンの策定や、農福連携の輪を広げる取組を進めてまいります。次に、農産物出荷の維持・拡大について、道の駅瑞穂再整備に向け、引き続き直売所へのお荷者や出荷量確保の取組を進めてまいります。また、法令に定められた衛生管理を行うことができる施設の整備費用を支援し、加工品の生産・出荷が継続されるよう取り組んでまいります。次に、林業振興について

申し上げます。森林環境譲与税譲与額は、4,519万6,000円を予定しております。この財源を活用して引き続き、おおなん未来へつなぐ森づくり事業を実施し、森林整備や人材の育成、森林資源の利用促進等の取組を進めてまいります。次に、森と暮らしの未来創造プロジェクトについて申し上げます。このプロジェクトは、森林環境の維持や、木の温もりを知る活動等を有機的に結びつけ、森林環境の維持や、子育て支援、さらにはこの取り組みに関わる人々、いわゆる関係人口の拡大を目指すものであり、令和4年度はプロジェクト計画を策定することとしています。次に、特定地域づくり事業協同組合について申し上げます。特定地域づくり事業協同組合については、現在、島根県からの特定地域づくり事業の認定と、労働局への派遣事業届出の手続きを並行して進めているところです。これらの認可が降りれば今月、3月中に派遣事業が開始できる見込みです。派遣事業開始後は、特定地域づくり事業協同組合の仕組みを活用し、町とおおなん地域づくり事業協同組合が連携しながら、派遣職員の1年を通じた就業機会と、安定した収入を確保する体制の確立を目指してまいります。続いて重点項目3、子どもの健やかな成長と学びの機会の保障について申し上げます。まず、子ども健康サポートネットワークの推進について申し上げます。邑南町の子どもたちが抱える健康課題を解消し、健やかな成長を促進することを目的に、島根大学医学部小児科、邑智病院小児科、島根県、町内小中学校、保育所などの関係機関とともに、町全体として小児医療と連携したネットワークを構築しており、令和3年度は喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症への対応策を検討しました。令和4年度も関係機関と優先課題を検討し、解決に向け連携しながら取り組んでまいります。次に、日本一の子育て村を目指す新年度の取り組みについて申し上げます。令和3年度に引き続き、邑南町の子育ち・子育てに関わるすべての方々の共通理念となる条例づくりに向けて、関係機関の意見も伺いながら条例制定に向けて取り組んでまいります。また、令和4年度も住民会議を開催し、まちづくりへの町民参加のすそ野を広げる取り組みを、引き続き推進してまいります。なお、条例制定の理念には、子どもの権利尊重という視点も重要となることから、子どもまるごと相談室でも、保護者からだけでなく、子どもからの相談も受けて支援につなぐマネジメント機能の強化にも努め、相談体制の充実を図ってまいります。次に、矢上高校の振興について申し上げます。令和4年度も矢上高校の志願者倍率は1倍を超え、3年連続で入学志願者の倍率は1倍を超える状況が続いているところでございます。また、町内入学志願者が将来ビジョンの目標に掲げる70%をほぼ達成することができました。今後もさらに安定した入学志願者確保のため、「矢上高校と地域の未来をつくる会」

と連携して、魅力化事業を着実に推進してまいりたいと考えています。その中で、新年度から江津市桜江町方面からの通学支援便の運行を計画し、さらなる通学環境の強化充実に努めてまいりたいと考えています。また、令和4年度は、新たな研修施設の建築工事に着手し、令和5年度から利用を開始する見込みです。完成すれば全居室が2人部屋仕様になり、生活環境が向上するものと考えています。通学環境と寄宿舍環境の整備にあわせ、魅力化事業を高校とともに推進し、令和4年度も引き続き、地元中学生に加え、町外・県外の中学生にも魅力的な高校となるよう一層努めてまいります。次に、全世代向けプログラミング公営塾について申し上げます。全世代向けの「プログラミング公営塾」は、これまでに小学1年生から80歳代まで大変幅広く、たくさんの方が参加されています。令和4年度は、これまでの「スクラッチコース」、「ものづくりコース」に加え、プログラミング言語Ruby（ルビー）を学ぶ「エンジニアコース」を新たに加わります。今後もプログラミング公営塾を通して、情報通信技術をうまく利活用できる人材の育成、新たな付加価値の創出、そして世代間交流の場づくりを目指してまいります。続いて重点項目4、誰もが生涯元気なまちづくりについて申し上げます。まず、健康づくりや介護予防について申し上げます。青壮年期から高齢期に至るまで、切れ目なく健康づくりや介護予防を実践し、健康寿命の延伸を図ることを目的としてフレイルを早期に発見し、必要な支援に結びつける等の取り組みをいっそう拡充し、効果的な事業展開を図ってまいります。また、地域包括ケアシステムについては、高齢者を取り巻く様々な課題解決の検討が、今後も引き続き必要な状況となっていますので、社会福祉協議会に委託実施中の生活支援コーディネーターによる各地域への支援を継続し、複合的な地域課題の解決や、医療・介護連携の必要性もふまえ、町内の多様な機関との連携を図り推進してまいります。次に、邑南町地域医療構想に基づく医療機能の確保と医療福祉従事者確保・育成の取組強化について申し上げます。本町では、令和3年度に策定した「邑南町地域医療構想」に基づき、町に必要な医療機能の確保及び医療福祉従事者の確保・育成の取組を強化し体制整備を図ります。医療機能の確保では、新型コロナウイルス感染症対策などに必要な医療提供体制の維持と、強化に努めるほか、町内民間診療所を守っていくことを目的に、新規開設又は事業承継を支援する交付金制度を創設します。また、医療福祉従事者確保・育成では、推進専門員の配置、訪問アプローチの強化、人材バンクの拡充などに努めてまいります。最後にその他の方針を申し上げたいと思います。デジタル技術を活用した経営改革、いわゆるデジタルトランスフォーメーションについて申し上げます。令和3年9月1日に「地方公共団体情報システムの標

準化に関する法律」が施行され、ガバメントクラウド利用の動きが大きく加速してきております。本町としましても、ガバメントクラウド利用にむけ、邑智郡総合事務組合や川本、美郷両町とともに情報交換を行ってきており、今後は各業務のワーキンググループ会議を開催し、利用開始に向けた問題点の洗い出し等を行う予定としております。令和4年度における具体の動きとしては、「転出転入手続きワンストップ化」や「国民健康保険標準化システム導入」など徐々にはありますが、標準化システムへの対応や導入への動きが出てまいります。また、本町単独で行う行政サービスにつきましては、今回議会にお示しした「邑南町デジタル変革ビジョン」に基づき、ユーザー中心の考え方でデジタルトランスフォーメーションを推進し、ユーザーが便利さを実感できる事業を実施してまいります。次に、新可燃ごみ共同処理施設等整備計画について申し上げます。本年3月いっぱいをもって完成の運びとなりましたので、令和4年度からは、いよいよ新可燃ごみ共同処理施設および一般廃棄物処理最終処分場につきましては供用開始となります。次に、国民健康保険事業について申し上げます。現在、国により自治体の情報システムの標準化が進められており、国保についても、国や県の補助金を受けて、令和4年度末に国保事務の標準システムを導入する予定です。現在、邑智郡3町と邑智郡総合事務組合で、ベンダーと導入に向けた準備作業を行っております。次に、国民健康保険税につきましては、2年ごとに税率の見直しを行っており、令和3年度において見直しを実施いたしましたので、当初予算では令和3年度と同じ税率で税収を算出し予算編成を行っております。次に、国保直営診療所事業について申し上げます。阿須那診療所ほか3診療所においては、引き続き感染症対策をとりながら、かかりつけ医として地域に密着した診療を担ってまいります。矢上診療所においては、毎週木曜日に公立邑智病院との医師相互派遣の実施をしているほか、隔週土曜日診療では、平日通院することが困難な方に対する診察や、予防注射等が可能なため、多くの皆様にご利用いただき地域に浸透してきたところです。引き続き、島根県や関係機関のご協力をいただきながら、より良い診療体制を整えてまいります。次に、後期高齢者医療制度の改正について申し上げます。後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しが行われ、令和4年度から実施されます。令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者を除き、医療費の窓口負担割合を2割とするものです。次に、建設関係の事業について申し上げます。まず、国県道整備事業ですが、国道261号の改修促進、主要地方道におきましては浜田作木線、田所国府線の改良促進を要望してまいります。治水対策として、江の川の堤防整備や両国橋の嵩上げの早期採択、江の川水系に関しま

しては、出羽川の三日市工区、吉時工区の河川改修事業の促進を要望してまいります。次に、町道の整備事業についてですが、落石対策、町道あるいは橋を中心とするインフラ長寿命化対策、通学路の安全対策を重点に事業を進めてまいります。具体的には、町道日南川上田線の災害防除事業、大向橋の橋りょう修繕工事、通学路の安全対策として、石見中央線の石見中学校付近の歩道整備を実施する予定でございます。また、改良事業としまして高見宇都井線、和田線、片田善教寺原線、簾金比羅線の4路線を実施する予定でございます。住宅の整備でございますが、公営住宅1戸を下口羽に建設する予定でございます。また、若者定住住宅を日貫に建設するための用地取得や測量設計業務を行う予定でございます。次に、上下水道関係の事業について申し上げます。下水道事業は、令和6年4月1日地方公営企業法適用化に向け、公営企業会計システムの導入を行い、法適化の支援業務を委託する予定でございます。農業集落排水施設は、令和4年度から6年度に国庫補助事業による瑞穂地域遠方監視システム改修事業を実施する予定であり、また、令和5年度以降の国庫補助事業によるその他の建設改良事業を実施するために、維持管理適正化計画及び最適整備構想を策定する予定でございます。特定環境保全公共下水道は、ストックマネジメント事業による建設改良を実施する予定でございます。生活排水施設は、循環型社会形成推進交付金事業による合併浄化槽の設置を行う予定でございます。上水道事業は、老朽管更新のため、生活基盤施設耐震化等交付金事業による布施、市木、日和の配水管布設工事や布施地区の測量設計を実施する予定でございます。町単起債事業として、邑南町町水道施設整備事業による邑南町上水道遠方監視装置改修工事やその他水道施設改良工事等を行っていく予定でございます。また、水道事業ビジョン策定事業を昨年度に引き続き実施し、建設改良計画や収支計画の見直しを行う予定でございます。最後に、1月30に発生した、香木の森公園内遊具による転落事故への対応について申し上げます。事故発生を受け、町内の全管理施設において遊具の利用を中断し、一斉緊急点検を実施しました。安全が確認できた施設から利用を再開しております。一方、さらに詳細な調査を要する施設につきましては、安全が確認できるまで引き続き利用禁止を継続するとともに、必要な修繕の実施や、場合によっては撤去等も検討してまいります。併せて、遊具以外の施設全般につきまして、全庁的な対策会議を実施し、改めて安全性の確保について、全施設点検の実施を指示致しました。また、二度とこのような事故が起きないよう、全庁的に統一した基準により施設の安全が確保できる体制を構築し、行政システムと安全を最優先する組織風土・文化の構築に取り組んでまいります。以上、当面の町政運営に臨む私の基本的な考え方と、主要な施策について申し上げます。

が、町民との対話を基本とし、行政課題に的確に対処するべく、全精力を傾注してまいり所存でございます。何卒、議員各位と町民の皆様の、率直なご意見とご指導を賜りますようお願い申し上げます。なお、本定例会に提案致します議案は、人事案1件、条例案18件、補正予算案7件、当初予算案7件、その他の案件11件、合わせて44件としております。何卒、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、町長施政方針は終了いたしました。ここで、休憩に入らせていただきます。再開は、午前10時25分とさせていただきます。

—— 午前 10時 13分 休憩 ——

—— 午前 10時 25分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### （ 日程第4 教育方針 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開いたします。日程第4、教育方針。これより教育長に教育方針を行っていただきます。

○土居教育長（土居達也） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 土居教育長。

○土居教育長（土居達也） 令和4年3月定例議会にあたり、令和4年度邑南町教育行政の方針と主な施策について申し上げ、皆様方の御理解と御支援を賜りたいと思います。まず、はじめに新型コロナウイルス感染症への対応について述べます。新たな変異株が拡大しないとも言えません。これまでの感染対策を続けるとともに、学校の長期休業期間の短縮や、可能な範囲で学校行事を早い時期に計画するなど、子どもたちの教育活動の確保に努めます。はじめに、教育の大きな方向性について二点述べます。一点目は、邑南町の担い手についてです。邑南町が持続可能な町であるためには、「いま」と「これから」を担う人が育つような環境づくりが、とても重要だと考えています。どんな町にしていくのか、そのためには、社会



教育の取組がどのようなであればよいのか、また、どんな子どもたちを育てなければならぬのか。そして、だれが、その役割を担うのか。とても、大切なことであると考えます。子どもたちは、「いま」を生きる大人たちの姿や価値観から学びます。大人が地域を大切に思い、よりよくしていこうとするなら、またその取組を楽しみながら行うなら、そのように後を引き継いでいくのではないのでしょうか。その意味においても社会教育、とりわけその最先端である公民館のあり方は、とても重要なものと考えます。こうした地域社会づくりを進める一方で、私たちの「隣人」である、子どもたちをどんな人間に育てるのか、という課題もあります。これからの社会を生きていくために、論理的思考力や読解力など、学校に任せなければ、育たない力があります。また、社会力や非認知能力など地域や地域と学校が一緒になってこそ育てられる力もあります。このような、学校と地域の協働による教育活動の取組が、より充実したものになるよう、教育委員会あげて支援していきます。こうした、いわゆる「地域とともにある学校づくり」の取組は、住民との連携・協働の教育版です。この考えを広げて公民館が、「町民と行政の協働づくりの場」となるよう一層努めます。また、これからの公民館は、講座の開催を中心におくのではなく、地域住民の学びや交流の中から、生活課題や地域課題を見出し、住民自らがよりよい地域づくりに向けて取り組んでいけるよう支えていきたいと考えます。二点目は、多様性教育の推進についてです。私たちが生活する学校、地域、職場、家庭を問わず、性別や国籍、障がいの有無や年齢、立場などの違いを互いが認めあう関係をつくりだすことが、これからの社会ではとても大切となります。新しい学習指導要領においても、持続可能な社会の創り手となるためには、多様な人々と協働しながら、様々な社会変化を乗り越える力が必要になると、述べられています。これからの生きていく子どもたちは、もちろんのこと、今を生きる私たち大人も、様々な違いを超え、お互いが認めあい、分け隔てなく意見が言える関係づくりが、持続可能な邑南町となるために、とても大切なことと考えます。学校教育、社会教育において多様性教育の推進を図っていきます。以上のことを大切にして、取組を進めます。次に教育委員会の所管する主な施策について述べます。はじめに、学校教育について述べます。まず、多様性教育の推進についてです。先ほど、述べましたように多様性教育の推進は、子どもたちが安心して学校生活を送る上でも、ジェンダーや性の多様性など、これからの時代を生きる上でも、とても大切な教育です。また、多様性教育は、ちがいを豊かさに変えるとともに、差別を許さない教育でもあります。「いじめ」など、子どもたちの人間関係やちがいから起こる問題の、未然防止の取組として、子どもの権利条約に基づく学校づくりを進めます。ま

た、学級で起こる問題を、自分たちで解決できるような自治能力を育てる取組を推進していかねばなりません。そのための取組の一環として、教職員を対象にした、多様性教育研修講座の悉皆を段階的に進めるよう計画しています。次に、多様な課題を抱える子どもたちへの支援についてです。学校には様々な課題を抱えている子どもたちがいます。様々な理由によって学校に通えない子ども、学びづらさがある子ども、家庭での課題を抱えている子どもなど様々です。学校を中心にしながら、通級指導教室、たけのこ学級、行政、専門機関とが連携しながら、個々の子どもたちにふさわしいあり方を探り、支援していきます。また、必要に応じスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの活用を図ります。また、通常の学級にいる、学びづらさのある子どもなどを支援する、町の支援員を継続して配置を計画しています。次に、学びあい学習の推進についてです。学校生活の中で、一番多くの時間を占める学習時間を、「分かりあう」時間にするため、学び合い学習を推進します。学び合うことを通して、論理的に考え、表現する力を育てます。また、学び合い学習は、子どもたちを学ぶ主体にし、課題を協働で解決する学習形態の一つですが、学び合うことを通して、水平な人間関係づくりを学ぶことも大切にしています。どんな意見や考えであろうと大切にし、認めあい、聞き合い、高め合うことが、これからを生きる子どもたちに、必要な協働することができる力です。モデル校方式を継続し、専属講師を学校に派遣するなど、授業実践を通した推進を図るよう計画しています。次に、ふるさと学習・キャリア学習についてです。子どもたちの学ぶ意欲の一つに、「学ぶ目的」があります。ふるさと学習は、地域の課題解決や資源の生かし方について学ぶ学習です。地域の方と一緒に学ぶこと、また様々な場面で活動されている大人と出会う場でもあります。そこでは、教科学習を生かしたり、深めたりすることはもちろん、地域の大人の生き方を学ぶことができます。そんな体験が、学ぶ目的や「やがての隣人」にもつながると考えます。ふるさと学習の集大成である「おおなんドリーム学びの集い」を継続して実施します。また、子どもたちの豊かな生き方を支援するために、JAしまねおおちから野菜づくりの指導員をモデル校に派遣していただいたり、医療・福祉学習の小中の連携強化を図ったりなどの取組を計画しています。こうした小規模校ならではの取組を、ふるさと学習のみにとどめず、英語の発音指導、フィンランドとのネットを活用した交流などの取組を支援していきます。次に、情報活用や読解力育成の推進についてです。人工知能時代を生きる子どもたちは、多くの仕事を人工知能によって奪われる可能性があると言われ指摘されています。そうならないようにするためには、人工知能が不得意とする力を育てていく必要があります。その力とは、読解力であると言われ

ています。読解力を測るため、教科書の記述などをもとにして、開発された読解力テストの受検を、令和3年度、町内全6年生に実施しました。読解力テストの結果と全国学習状況調査、いわゆる全国学力テストとの相関関係を調べた結果、読解力が劣る子どもたちは、全国学力テストの結果も芳しくないということが分かりました。とくに算数において相関関係が高いとの結果を得ました。この結果を受け、教科書の記述が、十分理解できない子どもたちがいるという前提に立ち、日々の授業の改善を図ります。また、読解力と関係の深い語彙数を増やすため、低学年から辞書に親しむ学習を継続するよう計画しています。そして、説明文を読み解き、説明のあり方を検討する力を育てる授業づくり講座の開設。さらに、情報の収集から考えをつくり、表現する情報活用能力を、あらゆる教科学習を通して、また小中一貫した取組を継続、強化していきます。そのため、情報活用教育講座受講の悉皆を段階的に進めるよう計画しています。また、本に親しむ習慣形成になくはない存在として、全小中学校へ図書館司書の配置を継続するよう計画しています。次に、ICT機器を活用した学習の取組についてです。令和3年度に全児童生徒に整備しました、タブレット端末機器は、情報活用教育を基本にしながら、学習の道具として、また、プログラミング学習や、情報収集としての活用を図ります。また、これまでの紙でのドリル学習に替え、繰り返し練習できる端末でのドリル学習にすることを、保護者の理解を得て、一部の教科において試行したいと考えています。インターネットを活用し、様々な町内外の人と交流活動も実施できるよう支援していきます。また、活用方法など教職員の研修は、情報みらい創造課や専門家、関係機関と連携して行うよう計画しています。次に、部活動の段階的な地域移行についてです。中学校の部活動が令和5年度から、段階的に地域移行するようガイドラインが示されています。その対応として、令和4年度は、町内中学校の部活動を対象にして、地域移行をモデル的に試行するよう計画しています。指導者の確保、指導のあり方など、多くの課題が出てくると思いますが、それらの解決を図りながら、数年かけて全面実施できるよう努めていきます。次に宇宙航空研究開発機構と島根大学、町内小学校をつないだ天体学習についてです。宇宙航空研究開発機構と島根大学と町内小学校をネットをつなぎ、天体観察の仕方や楽しさ、月の満ち欠けの不思議さなど、天体学習を展開できるよう計画しています。また、ネットをつなぎ、日本以外の天体カメラを利用し、昼間でも実際の星空を観察するなど、天体学習を深める事ができます。次に生涯学習関係について述べます。はじめに社会教育の推進についてです。社会教育の実践的最先端な場は、公民館です。ここでの活動が、邑南町を持続可能な町にしていく原動力であると考えます。邑南町は、平成19年

に、まちづくり基本条例を制定しました。この条例の目的を実現するため、行政と町の相互理解による協働づくりが謳われています。また、第5章には、「コミュニティ」について掲げられ、町民の役割やコミュニティの育成について述べられています。公民館は、このまちづくり基本条例に基づき、町民の皆さんが、自らが住む地域に誇りと愛情を持ち「自分たちの地域は自らの手で創りあげる」という、いわゆる住民自治の意識を培うことが大切だと考えます。地域からは、担い手不足など地域づくりへの課題が出されています。その課題に応えるためにも、時間はかかるかも知れませんが、公民館では、まずは顔の見える小さな関係づくりからはじめます。そこでの会話や対話の中から出てくる小さな生活課題を仲間と共有し、よりよい生活のために、一緒に取組、やり遂げたという達成感。そして、仲間から必要とされているという肯定感や、仲間を自分も認めているという相互の承認。そういうものが重なり合って生まれる、うれしさや楽しさがやらされ感ではなく、自分たちの地域のことだという、当事者意識につながっていくと考えられています。そして、その当事者意識が、やがては「自分たちの地域は自らの手で創りあげる」という、住民自治を実現することになるものと考えます。地域での生活を、よりよいものにしていくために、様々な小さな仲間やグループが、それぞれに活動し、またお互いがゆるやかにつながり合って、自然に、無理なく地域を変えていく。公民館は、そんな地域づくりを支援したいと考えています。つまり、公民館は、住民の皆様方への必要最低限の学びの場を提供しつつも、講座主義に陥らず、小さな関係づくりを大切にしていきたいと思えます。その小さな関係から、生まれる生活課題を見える化したり、取組を進めるための情報提供したり、他の機関につないだりするなど、住民主体の活動になるよう、支援を行っていきます。人を育てる公民館から、人が育つ公民館への変換です。答えの出し方は、それぞれの地域で異なりますし、答えは、一つではないと思えます。時間もかかると思えます。町民の皆様方の御理解をお願いいたします。次に、共生社会の実現についてです。邑南町は、オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして、国の指定を受けています。令和4年度においても、国の特別交付金や県の補助金が活用できることになりました。この事業を活用し、これからもパラアスリートとの交流など、障がい者理解を広げる学習を進めていきます。こうした共生社会の実現には、障がい者理解を含め違いを豊かさにかえていく多様性教育の推進が大切になります。まちづくり基本条例の第5章でも謳われている、「コミュニティの育成」の実現においても、誰をも大切にする水平な人間関係づくりが必要になります。人権学習のベースになる多様性教育を人権啓発推進講座において継続していくよう計画しています。また、新型コロ

ナウイルス感染症拡大のために、延期していますフィンランドのゴールボールチームの合宿招致や、中高生の派遣などの活動は、感染状況を把握した上で判断していきたいと考えています。次に、地域学校の推進についてです。方針で述べました「地域とともにある学校づくり」では、育てたい子ども像は、中学校区で共有し、その具現化は、各学校や公民館エリアでの活動としています。地域学校は、その活動拠点の大切な一つであると考えています。中学生と小学生と一緒に活動するなど、新しい活動のあり方が期待できます。実践交流会の開催など、その充実のための支援を計画しています。また、その一環としてPTAと共同しながら、夏季休業中の川遊び場づくりをモデル的に試行したいと考えています。次に、現代的な課題への取組についてです。私たちの生活をよりよくしていくために、様々な課題についての学びが必要になっています。これまで個別に学習してきました、健康、福祉、環境問題や食育、ジェンダー平等などの、現代的な課題については、持続可能な開発目標であるSDGsの視点から見直し、講座の開催など、取組を継続していくよう計画しています。また、「知る」から「気づき」に、そして講座に参加した人同士の取組につながっていくよう学習展開の工夫に努めます。次に、社会体育の推進についてです。町民の皆様方の健康づくりの一環として、フィンランド協会によるノルディックウォークの普及活動を支援していきます。スポーツ活動からの共生社会の実現をめざしスポーツ指導員会とともに、障がいの有無にかかわらず、だれもが取り組むことのできる競技の普及に努めます。また、障がい者理解の一環として学校や地域でのゴールボール体験活動にも取り組むよう計画しています。次に、文化財関係についてです。令和3年10月に、久喜銀山遺跡が国の史跡への登録が決まりました。これまで、保全活動に携われました地元の皆様、調査指導委員の皆様方に、厚く御礼申し上げます。国の史跡への登録を受け、令和4年度から2年をかけ、保存活用計画を策定する計画にしています。策定作業と平行して、久喜銀山遺跡の歴史的価値について、子どもたちも含め、町民の皆様方への理解が広がっていくよう努めます。また、邑南町には、久喜銀山遺跡のほか、多くの鉦に関する遺跡が残っています。文化財としての価値を町民の皆様方に理解していただけるよう努めます。最後に、改修・修繕関係についてです。はじめに、学校施設関係についてです。石見中学校の実施設計は、令和3年度中の完了予定です。令和4年度から改築工事に着工し、令和5年度末には、校舎、体育館の完成を予定しています。また、学校のトイレ洋式化第1期工事の実施を計画しています。工事の完成により町内小中学校の洋式化率は、約40%から60%に上がります。子どもたちの安全確保のため、小中学校の遊具や鉄棒などの、専門業者による安全点検を実施するよう

計画しています。次に生涯学習施設関係です。羽須美体育館は、令和3年度に耐震診断を実施していることから、利用者の皆様には、大変ご不便をおかけしています。耐震診断の結果によっては、補強工事を実施し、安心してご利用いただけるよう計画いたします。しばらくの間、ご不便をおかけしますこと、御理解いただきますようお願いいたします。また、懸案になっています井原公民館の改築については、関係各課、地元関係者との協議を継続していきます。以上、令和4年度の教育行政の概要について申し上げました。今後とも、議員の皆様をはじめ、町民の皆様方の御理解と御支援をいただきますようお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、教育方針は終了いたしました。ここで、換気のため休憩に入らせていただきます。再開は、午前11時とさせていただきます。

—— 午前 10時 50分 休憩 ——

—— 午前 11時 00分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第5 行政報告 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開いたします。日程第5、行政報告。町長の行政報告及び諸般の報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

#### （ 日程第6 報告事項 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第6、報告事項。報告第1号、専決処分の報告について、報告第2号、例月現金出納検査結果報告について、報告第3号、令和3年度定期監査報告について、以上3件について、それぞれ報告がありました。お手元にその写しを配布しておりますので、ご了承ください。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第7 議案の上程・説明・質疑・討論・採決 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第7、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦について、を議題とし、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。提出者からの提案理由の説明を求めます。



（ 提案理由説明 ）

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第6号の提案理由を御説明申し上げます。人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについてでございますが、最近の人権擁護行政をとりまく情勢は、幼児、児童に対する虐待やいじめ、体罰など子供に関する問題、高齢者や障がいのある人に関する問題、あるいは夫婦間、親子間の問題など多岐にわたり複雑化しております。こうした地域社会の中にあつて、人権擁護委員はこれらの諸問題に理解をもって取り組み、気軽に相談に応じ、その解決に熱意を有する候補者を法務大臣に対し、推薦するために議会に意見を求めるものでございます。議案6号において推薦につき、意見を求めようとする植田（うえだ）ひとみ氏につきましては、長年にわたり障害者支援施設で勤務され、現在も社会福祉協議会の後見支援員として活躍されており、地域の信頼も厚く、人格、見識ともに優れておられることから奈須（なす）和子（かずこ）氏が任期満了を迎えるにあたり、新たにお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。



（ 質疑 ）

●石橋議長（石橋純二） これより、質疑に入ります。はじめに、議案第6号に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第6号に対する質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

( 討論・採決 )

●石橋議長(石橋純二) これより、討論、採決に入ります。議案第6号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第6号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) はい、全員賛成。したがって、議案第6号、人権擁護委員候補者の推薦についてにつきましては、意見無しとして答申することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第8 議案の上程・説明)

●石橋議長(石橋純二) 日程第8、議案の上程、説明に入ります。議案第7号、指定管理者の指定についてを上程いたします。議案第7号につきましては、私、議長の石橋に直接の利害関係のある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定によって退場いたします。議長の私が退場いたしますので、その間の議長につきましては、漆谷副議長にお願いをいたします。よろしくお願いたします。

(議長退場並びに副議長議長席へ着席)

●漆谷副議長(漆谷光夫) 議長が除斥により退場いたしましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が行わせていただきます。それでは、議案第7号、指定管理者の指定について、提出者からの提案理由の説明を求めます。

~~~~~○~~~~~

( 説明 )

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●漆谷副議長(漆谷光夫) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第7号の提案理由を御説明申し上げます。議案第7号、邑南町ほたるの館の指定管理者を邑南町商工会に指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

●漆谷副議長(漆谷光夫) 議案第7号指定管理者の指定について、提案理由の説明が終わりました。ここで、退場されております、石橋議長の入場を求めます。これで、議長としての職務はすべて終了いたしました。皆様のご協力、誠にありがとうございました。

(漆谷副議長は議長席を退席、石橋議長着席)

~~~~~○~~~~~

(日程第8 議案の上程・説明)

●石橋議長(石橋純二) 続いて、議案第8号、指定管理者の指定について、議案第9号、指定管理者の指定について、議案第10号、指定管理者の指定について、議案第11号、指定管理者の指定について、議案第12号、邑南町ふるさと、水と土保全対策基金条例の廃止について、議案第13号、邑南町課設置条例の一部改正について、議案第14号、邑南町個人情報保護条例の一部改正について、議案

第15号、邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第16号、邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第17号、邑南町消防団条例の一部改正について、議案第18号、邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第19号、邑南町町営バス条例の一部改正について、議案第20号、邑南町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第21号、邑南町高額療養費貸付基金条例の一部改正について、議案第22号、邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第23号、邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第24号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正について、議案第25号、邑南町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について、議案第26号、邑南町保健センター条例の一部改正について、議案第27号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について、議案第28号、邑南町スクールバス条例の一部改正について、議案第29号、邑南町奨学基金条例の一部改正について、議案第30号、財産の取得について、議案第31号、邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について、議案第32号、邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について、議案第33号、邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について、議案第34号、邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について、議案第35号、邑南町と広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、議案第36号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第13号について、議案第37号、令和3年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について、議案第38号、令和3年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号について、議案第39号、令和3年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号について、議案第40号、令和3年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について、議案第41号、令和3年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号について、議案第42号、令和3年度邑南町水道事業会計補正予算第5号について、議案第43号、令和4年度邑南町一般会計予算について、議案第44号、令和4年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第45号、令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について、議案第46号、令和4年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第47号、令和4年度邑南町下水道事業特別会計予算について、議案第48号、令和4年度邑南町電気通信事業特別会計予算について、議案第

49号、令和4年度邑南町水道事業会計予算について、以上42議案を一括上程いたします。提出者からの提案理由の説明を求めます



(説明)

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第8号から議案第11号までの提案理由を、御説明申し上げます。議案第8号から議案第11号は、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第8号、西ノ原集会所の指定管理者を、西ノ原下常会に指定しようとするものでございます。次に議案第9号、阿須那集会所の指定管理者を、阿須那町連合常会に指定しようとするものでございます。次に議案第10号、三日市集会所の指定管理者を、出羽自治会に指定しようとするものでございます。次に議案第11号、下亀谷集会所の指定管理者を、亀谷自治会に指定しようとするものでございます。次に議案第12号の提案理由を御説明申し上げます。議案第12号、邑南町ふるさと、水と土保全対策基金条例の廃止についてでございますが、これは基金減少に伴い条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものでございます。議案第13号から議案第29号までの提案理由を御説明申し上げます。議案第13号から議案第29号は、条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第13号、邑南町課設置条例の一部改正についてでございますが、これは機構改革に伴う改正でございます。次に議案第14号、邑南町個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、これは行政機関の保有する、個人情報の保護に関する法律の廃止に伴う改正でございます。次に議案第15号、邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、これはフレックスタイム制の導入に伴う改正でございます。次に議案第16号、邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、これは人事院規則等の改正に伴う改正でございます。次に議案第17号、邑南町消防団条例の一部改正についてでございますが、これは消防団員の処遇改善による報酬等の見直しに伴う改正でございます。次に議案第18号、邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございますが、これは消防団

員等公務災害補償等責任共済に関する法律の一部改正に伴う改正でございます。次に議案第19号、邑南町町営バス条例の一部改正についてでございますが、これはバス路線の廃止及び変更に伴う改正でございます。次に議案第20号、邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、これは地方税法の改正に伴う改正でございます。次に議案第21号、邑南町高額療養費貸付基金条例の一部改正についてでございますが、これは基金額の減額に伴う改正でございます。次に議案第22号、邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、これは厚生労働省令の一部改正に伴う改正でございます。次に議案第23号、邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、これは内閣府令の一部改正に伴う改正でございます。次に議案第24号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正についてでございますが、これはDV被害者への対応の明確化に伴う改正でございます。次に議案第25号、邑南町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてでございますが、これは道路構造令の一部改正に伴う改正でございます。次に議案第26号、邑南町保健センター条例の一部改正についてでございますが、これは羽須美保健センターの廃止に伴う改正でございます。次に議案第27号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正についてでございますが、これは基金額の増額に伴う改正でございます。次に議案第28号、邑南町スクールバス条例の一部改正についてでございますが、これはバス路線の廃止に伴う改正でございます。次に議案第29号、邑南町奨学基金条例の一部改正についてでございますが、これは基金額の減額に伴う改正でございます。議案第30号の提案理由を御説明申し上げます。議案第30号、財産の取得についてでございますが、これは道の駅瑞穂整備事業にかかわる用地の取得について議会の議決を求めるものでございます。議案第31号から議案第34号までの提案理由を御説明申し上げます。議案第31号から議案第34号は、邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第31号は吉原丸子辺地の計画期間終了に伴い、引き続き総合整備計画を策定しようとするものでございます。次に議案第32号は、福原辺地の新規整備事業の実施に伴い、総合整備計画を策定するものでございます。次に議案第23号は川角平佐辺地の要件見直しに伴い、総合整備計画を策定するものでございます。次に議案第34号は、両半中雪田辺地の要件見直しに伴い、総合整備計画を策定するものでございます。議案第35号の提案理由を御説明申し上げます。議案第35号、邑南町と広島市との連携中枢都市圏形

成に係る連携協約の締結に関する協議についてでございますが、これは連携協約を締結することについて広島市との協議を行うため、議会の議決を求めるものでございます。議案第36号から議案第49号までの提案理由を御説明申し上げます。まず、議案第36号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第13号は歳入歳出それぞれ1億3,747万4,000円を減額するものでございます。次に議案第37号、令和3年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出予算の組み替えをするものでございます。次に議案第38号、令和3年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ300万円を減額するものでございます。次に議案第39号、令和3年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ312万6,000円を追加するものでございます。次に議案第40号、令和3年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号は歳入歳出それぞれ289万9,000円を減額するものでございます。議案第41号、令和3年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ1,045万5,000円を減額するものでございます。次に議案第42号、令和3年度邑南町水道事業会計補正予算第5号は収益的支出については賞与等引当金繰入額等の減額、資本的収入及び支出については水道管支障移転工事の延期等による減額を行うものでございます。次に議案第43号、令和4年度邑南町一般会計予算は歳入歳出それぞれ138億6,100万円とするものでございます。次に議案第44号、令和4年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算は歳入歳出それぞれ14億7,900万円とするものでございます。次に議案第45号、令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1億850万円とするものでございます。次に議案第46号、令和4年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算は歳入歳出それぞれ3億8,200万円とするものでございます。次に議案第47号、令和4年度邑南町下水道事業特別会計予算は歳入歳出それぞれ10億2,200万円とするものでございます。次に議案第48号、令和4年度邑南町電気通信事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ6億9,100万円とするものでございます。次に議案第49号、令和4年度邑南町水道事業会計予算は収益的収入及び支出については収入総額4億3,489万5,000円、支出総額4億1,464万5,000円を見込み計上し、資本的収入及び支出については収入総額2億9,335万3,000円、支出総額4億7,551万7,000円を見込み計上し、収入不足額は当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額等で補てんするものでございます。議案の詳細につきましてはお手元に議案の詳細説明資料をお配りをしておりますので御確認をお願いします。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案の号をちょっと間違えたところがございますのでお許しいただきたいと思います。議案第33号のところを23号と申し上げました。正しくは議案第33号ということでございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第9 陳情文書表 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第9 陳情文書表を議題といたします。本定例会までに受理した陳情は、お手元に配布しております陳情文書表のとおりでございます。陳情第1号につきましては、産業建設常任委員会に付託しましたので報告いたします。

~~~~~○~~~~~

（ 散会宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

—— 午前 11時 28分 散会 ——